船橋市自治会連合協議会補助金交付要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、 船橋市自治会連合協議会（以下「協議会」という。）に対し、その事業に要する経費について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和５６年船橋市規則第５０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、住民自治組織の連携の育成と住民福祉の向上に資することを目的とする。

（補助対象事業等）

第２条　補助金の交付対象となる事業及び経費は別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、予算の範囲内で、別表に掲げるとおり、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、１００円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

（立入検査等）

第４条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期すため必要があるときは、協議会に報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

（関係書類の整備）

第５条　協議会は、経費の収支を明らかにした書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後１０年間整備しておかなければならない。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第２条、第３条）

対象事業	対象経費	補助率
（１）町会・自治会との連絡調整に関する事業 （２）町会・自治会活動に関する調査・研究事業 （３）町会・自治会の加入促進に関する事業 （４）市政との協働に関する事業 （５）関係機関等との連携に関する事業 （６）町会・自治会及び地区連絡協議会の活動の推進に関する事業 （７）その他住民自治組織の連携の育成と住民福祉の向上に資する事業で、市長が適当と認められる事業	賃金 報償費 賞賜金 旅費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 通信運搬費 広告料 手数料 筆耕翻訳料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 原材料費 備品購入費 負担金 地区連絡協議会助成金（ただし、補助対象事業の直接経費とならない交際費、慶弔費、懇親費、食糧費は除く）	８／１０以内